中山亜鉛工場争議ニ関スル件　（兵庫県）

標記争議ハ双互ノ態度強硬ニシテ更ニ譲歩スル所ナク
遂ニ交渉決裂ノ観アルニ至リ、事業主側ハ解雇通告ヲ
十月廿四日午前八時全職工ニ書留郵便ヲ以テ発送セリ
一方争議団ハ同日午前十時ヨリ争議本部ニ於テ対策
協議中恰モ正午頃右解雇通告ヲ接受シ之ヲ以テ協

財團法人協調會